

Title	西紀三十三年の経済恐慌
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.7 (1920. 7) ,p.1009(133)- 1015(139)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200701-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て綴られた大部のものであるが、彼は獨乙においても少しも認められなかつた。そのBachofenと何等交渉なくして現はれたのがJ. F. McLennanである。McLennanはBachofenの神秘的色彩なく、詩的想像のない寧ろ理知的な法律家であつた。彼は古代の社會において掠奪結婚(Raubehē, Robber marriage)が存在したし、またある種族においては種族内部における婚姻が禁止されてゐたと云ふことから、其の種族内の男子は他の種族の女子と婚姻を結ぶ所謂族外婚姻(Exogamic)の存在したことを論じた。然るに他方の種族は其の種族の内部においてのみ婚姻を結ぶ習慣が行はれてゐる。彼はこの制度を呼ぶに族内婚姻(Endogamic)を以てし、族外婚姻の種族と族内婚姻の種族とを相對立させてゐるさうして彼はこの族外婚姻制の原因を野蠻人間における女兒を殺す習慣に求める。野蠻人は女

兒を殺すので其の數極めて少なく従つて、そこに妻たるべき婦人を他の種族に求める様になると云ふにある。其の結果一人の婦人に對して數人の男子の相通することとなりこゝに一妻多夫の狀態を出現し、更にこの結果として母系尊重の習慣を生むに至つたのである。

McLennanの效績は族外婚姻の重要を明確ではないにしても母權尊重の習慣を認めたことである。けれども彼の缺點はこの母系的習慣の盛時から血族間において父系の承認せられたことを認めなかつたことである。是れ彼が法律家として、一旦樹立された法則に拘泥する狹量から來るものであらう。McLennanの次に擧げられるものはLubbockである彼は其の「文明の起源」(Origin of Civilization 1870)によつて團體婚姻(Communal Marriage, Gruppenehe)の歴史的事實として存在したことを認めてゐる。(6) Morganの

「古代社會」が出版されたのは其の翌年千八百七十一年である。Engelsはこの「古代社會」を最も正確なものとし、之を基礎として古代の社會制度を記述した。次に私は國家發生以前における社會狀態を、詳しいことは他日に譲り極めて簡單にEngelsに従つて記述しやうと思ふ。

(註一) Engels: - op. cit. pp 208-9.

(註二) Marx & Engels: - Communist Manifesto. Kerr edition. p.122 and footnote 2nd

(註三) Lewis Henry Morgan: - Ancient Society or Researches in the Lines of Human Progress from Savagery through Barbarism to Civilization, 1871

(註四) 河田嗣郎博士 家族制度研究(第一篇 第一章 參照(註五) 特に社會主義の國家觀についての獨立の著書として余の見たるもの Wm Paul: - The State. Gabriel: - Deville: - The State and Socialism Trans. by R. R. La Monte 等 著 Engels 著 共訳 Morgan を權威としてゐる。

(註六) Engels: - op. cit. pp 10-11.

(註七) Engels: - op. cit. p. 21.

(註八) Engels: - op. cit. p. 24.

(註九) Engels: - op. cit. pp 13-21.

西紀三十三年の經濟恐慌

高橋誠一郎

經濟上の恐慌は第十九世紀に遡入つてからの現象であつて資本及び信用の上に建設せられた新企業組織の產物であるを解釋せられてゐる。然しながら古代の社會に於ても資本と信用とは案外早くから發達して居つた。而して資本價値の激變、信用關係の擾亂は又た往々にして一種の恐慌の襲來を免れることが出来なかつた。

Aristoteles が後世に残した經濟上の意見のなかで、少額の高利(ὑποβοσκταική)は貨幣をして貨幣を生ましむるものであるが故に、最も不自然にして横暴なる貨幣の形態であるを論じたもの、如く、永續的效果を有するものはなからう。斯くの如く幾度びか繰返し繰返し引用せられた箴言は恐らく他に其の類を見ない所である(Pol. 1258 b 1-8)。然しながら彼れの意見は専ら「少額の高利」に關するものである。こゝから後世は忘れてゐる。

Demosthenesの如きは、信用の經濟社會に取つて重要なものは、宛も貨幣其の者に等しきものであると看做し、而して此單純なる事實を無視する者は、眞個の無知文盲であると絶叫

してゐる(Or. xv. 25. xxxv. 4)。洵に貸金業は彼れに取つては、正に國家繁榮の基礎として觀る可きものであつた(Ibid. 57 ff)。此の偉大なる演説家の時代に於て、雅典に行はれた貸借は決して單なる消費貸借の範圍に止まるものではなかつた。既に廣大なる金融業は生産的目的の爲めに存在して居た。(Trevor, History of Greek Economic Thought. 參照)。

羅馬の時代に遡入つてからも、純正なる道德論者や理論家は殆んど二人の例外なく、悉く皆、微利貸借を非難して居つた。かのCatoが其の「農業論」(De Re Rustica)の序言に於て貸金業者は法律違反として盜賊の三倍に相當する罰金を科せらる可きものであると極言したのを初めとして、Cicero, Seneca, Plinius, Columella等は孰れも之れを非難するに於て一致してゐる。然しながら微利貸借は羅馬史の全部を貫いて行はれたる觀がある。而して利率の如きも、市場の状態に依つて、常に動搖して居つたものであらう。殊に其の征服した版圖の擴張と資本の集積に伴れて、羅馬に於て四分乃至八分を以て借入れ、之れを地方に於て、四割八分と謂ふが如き、非常なる高率を以て貸出す時は、巨額の利得を擧げ得可きが故に、貸借は其の高に於て、又た其の範圍に於て、一般に増加するに至つたのである。

Minnesota大學に於て古代史の講座を擔任して居るWilliam Sears Davis 教授は其の The Influence of Wealth in

迄で羅馬に於ける信用の基礎を動搖せしめた恐慌のうちで、最も激烈なるもの、一つを標示するものとして、此の年を記憶したであらう。

大多數の恐慌と同じように、此の恐慌の原因も明かではなかつた。是れよりも凡そ一ヶ年程前に、アレキサンドリアの Seuthes 父子商會に屬する三隻の船が、香料を満載したまゝ、暴風の爲めに、紅海に於て難破した。同商會の行つたエシオピアの隊商貿易の企圖も亦た、近く駝鳥の羽毛や象牙の價值が下落したが爲めに、利益を上げることが出来なかつた。應がて同商會は支拂を停止しなければならぬと云ふ噂が立ち初まつた。稍や遅れて有名な紫商 Malchus 會社(本部はタイルに在つたが、アンチオクとエフェサスに代理店を有してゐた)が俄然破産した、其のフィニシア人の勞働者の間に起つた同盟罷業と、信任して居つたフリードマン(奴

Imperial Rome. (一千九百十年版)を著すに當り、率然筆を西紀三十三年に於ける經濟恐慌(business panic)に起してゐる。些か讀者をして唐突の感を有せしむるものはあるが、蓋し著書の意は先づ是れに由つて讀者の腦裡に、複雑にして廣大なる信用取引に基礎を置いた羅馬帝國の經濟生活が如何に現代のそれに近似して居るか云ふ事實に就いて印象を與へんとするに在るのである。爰に補譯する所のものは即ち是れである。彼れの敘述は専ら Caius Cornelius Tacitus 及び Caius Suetonius Tranquillus を敷衍したものである。

若し或る羅馬の實業家の日記を繙いて見たならば、西紀三十三年(即ち基督處刑の年)の部分中に、或は遠い猶太の領域に騷動のあつたことが記載してあるかも知れぬ。日記の文は斯うもあらうか、騷動は方伯 Pontius Pilate 閣下の力によりて敏速に鎮壓せられたり、方伯は不平家の主魁 Christus なる者(基督)及び其の共謀者なる二人の惡漢を捕縛して磔刑に處せりと。然しながら、それよりも恐らく彼れ等は單んに是れ

隸の境涯を脱して自由の民と爲れる者)の支配人の私消が災厄の直接原因であつた。羅馬の大銀行 Quintus Maximus 及び Lucius Vibo の合名會社が此の Seuthes 及び Malchus の兩商會に巨額の貸付を爲して居ると云ふ事實が直ちに明白と爲つた。預金者は自己の資財の失はれんことを恐れて、同銀行に對して取附を初めた。而して Via Sacra (後出の Forum を過るて Capitolium ビターの神堂に至る、Esquiline と Celian の丘の間を走る大通りで、實に西紀第一世紀のウォール、ストリートである)の事情に通じた人々が更に大なる商社である Pettus 兄弟會社も亦た Maximus, Vibo 合名と掛り合になつてゐると稱したので疑惑の念は一般に傳播した。危險に瀕した是等の二銀行は、彼れ等にして若し其の手中に存した他の證券を正貨に換えることが出来たならば、猶ほ災厄を免れ得たかも

知れなかつたのであるが、不幸にして *Petii* 會社は其の預金者の資財を多く北ゴールなる *Belgae* 族の貴族に貸付けて居つた。平靜な時期には斯くの如き抛資は頗る割のいい利子を收得するところが出たのであるが、此の未開人民の間に起つた騒亂は政府をして負債に對する處分の進行を一時停止するの命令を發せしめた。是れが爲めに *Petii* は充分なる資源を有せざるに至つた。*Maximus*、*Vibio* 合名は先づ其の大戸を下した。而して同じ日の午後、*Petii* も亦た同じく閉店した。複雑な信用關係に由つて他の幾多の銀行も亦た影響を受けたと云ふ沈重な風評がそれからそれと傳つた。然し新たにして而も更らに重大なる要素が加らなかつたならば、猶ほ恐慌は一局部に喰留めることが出来たのであらう。

當時最も荒廢し行きつゝあつた伊太利亞の農業を救護せんとする結構な希望から、元老院は

れが二年前に之れに預け入れた三千萬 *sestercies* (初め銀貨なりしも帝國時代に至りて眞鍮貨と爲つた) を支拂ふ可きことを告知しなければならなかつた。二日後に至つて *Balbus*、*Ollius* 合名は閉店した、而して同會社の破産訴訟は提起せられて奉行の裁斷を待つことゝ爲つた。

同日に *Forum* (Palatine 山と *Capitoline* との間なる公處) に日々揭示せらるゝ官報、*Acta Diurna* 紙上の報道はコリンスの大銀行 *Leucippus* 父子會社の支拂能力なきに至れる顛末を傳へた。數日後に至つてカーセイジに於ける鞏固なる一銀行が支拂を停止したと云ふ報が傳つた。是れ以來、*Sacra* 通に營業を續けてゐる銀行は何れも其の預金者に支拂ふの前、合宜なる時機に於ける通知を必要とする旨を發表した。アレキサンドリアから穀物を積載した船隊が無事に到着したので、首府の景況は一時活氣を呈した。然

皇帝 *Tiberius* の勅許を得て、各元老院議員の財産の三分の一を伊太利亞内の土地に投資す可きを命じた。此の布告に應ぜざる場合には告發と重い刑罰を受けることゝ定められた。調整の爲めに與へられた期間が將さに盡きんとするに際して、多數の富裕なる元老院議員は彼れ等が未だ要求せられた其の財産の更改を行つて居らぬと云ふ事實に氣付いた。彼れ等は土地を購入する資金を得るが爲には自己の私貸付及び銀行業者に對する預金を回收するの必要に驅られた。

(*Livius Patavinus* は *Quaestus omnis Patribus in decore visus est* — あらゆる利得欲は羅馬の元老院議員に對しては不都合なるの觀がある — と稱してゐるが (*XII. 63*)、而も彼れ等の富裕なる者は多く高利に對して其の資財を貸出して居つた)。就中、有福な貴族の *Publius Spindler* は其の銀行業者の *Balbus* 及び *Ollius* 合名に對して彼

しながら、其の後間もなく、リオンの二銀行が、婉曲な言葉を以てすれば「其の帳簿を整理しつゝある」と云ふ報知が到着した。ビザンチウムに於ける他の銀行も亦た同様であつた。久しく其の貸付金を有利なる利廻りに委して取立を敢てしなかつた債權者が、今や、俄かに其の元本を回收しつゝある伊太利亞の地方都市及び農業地域から酷烈なる窮迫の絶叫と、陸續たる破産の報告が傳つた。是に至つて最早羅馬に於ける恐慌を制止す可き道なきの觀があつた。

銀行は相踵いで閉店した。幸にして現金を所有せる者は、誰も一割二分の法定利率を遵守しなかつた。(即ち西紀前八十八年、執政官 *Sulla* 及び *Rufus* の *Lex Uncaria* に據つて、利率は一割二分と規定せられた、此の利率は又た一ヶ月一分に相當するが故に、*centesima usura* として知られてゐる。此の規定は同五十年に元老院

令を以て、普く羅馬の全版圖に亘つて、利子の法定限度と爲つたものである。奉行廷は債務者の家屋、奴隸、在庫品又は家具の競賣を要求する債務者を以て雜聞した。然しながら購買能力を有する者は殆んどないのであるから肝腎な競賣其の者には極めて少數の人が參集するに過ぎなかつた。高價な別荘や、競走用の馬群が些末な價格でせり落された。此の災厄に囚へられて信用の勝れた、外觀上十分の資産を有してゐた多數の人士が赤貧の窮狀に陥つた。災禍は全歐洲に延長し、あらゆる商工業の停止を來さんとするの兆を示した。此の時に當つて、大多數の破産訴訟は奉行 Gracchus の前に致されたのであるが、彼れは絶望的な債務者と、等しく絶望的な債權者の多數の間に介在して裁斷の道を知らず、終に元老院に訴ふることゝ爲つたのである。是に於て、元老院議員等は十分なる討論

の暇もなく、當時 Capri に退隱して居つた彼れ等の君主たる Tiberius に走使を派して、危険の狀態を具さに陳述した。

皇帝の回答を待ちつゝある間、首都の經濟界は其の息を凝らした。元老院が急信を發してから、四日の後に至つて、皇帝の早飛脚はカムパニアから拍車に馬を蹴り立て、歸京した。元老院は信ず可らざる敏速を以て Cutilia (元老院議事堂) に參集した。夥しい群集は奴隸も富豪も推合ひ、犇合ひ、外部の公處に充満した。艦がて皇帝の親簡は先づ元老院に對し、次で露天の Forum (公處の船嘴演壇、西紀前三百三十八年 Antium の海戰に於て獲たるラテン艦隊の青銅の船嘴を以て飾りたるが故に其の名がある) よりして待ち構へたる人民に向つて朗讀せられた。Tiberius は其の平常の平靜な常識を以て此の問題を解決した。嫌忌す可き命令は暫時停止せら

上の事實と爲つた。

れ、一億萬 aereces を國庫より支出し、信頼す可き銀行業者の間に分配して、之れを最も窮迫せる債務者に貸出さしめ、三ヶ年間は利子の徵收を禁ずるも、保證は不動産を以て二倍の價值を提供す可きものと做した。

法律は寛大と爲り、最も急迫せる案件は政府の貸附によつて解決せられたが爲に、各個の貸主は漸く勇氣を得て、相當なる利率を以て、其の貨幣を提供するようになった。アレキサンドリア、カーセージ及びコリンスからの急報は是れ等金融の中心に於て恐慌の防止せられたことを示した。Sulla 街の金融界は再び其の平常の狀態を回復せんとするの傾向を表した。數個の銀行と個人は永く其の失敗から回復することが出来なかつたが、而も多數は永久の停止を免れた。斯くて又た西紀三十三年、即ち Galba 及び Sulla の執政時代の恐慌は半ば忘れられた歴史